

平成 31 年 4 月 1 日から残業時間の上限が規制されます。準備はできていますか！

## 働き方改革関連法の改正のポイントと事業主の対応

時間外労働の規制、年次有給休暇 5 日間を付与すること等、労働基準法が大幅に改正され、平成 31 年 4 月 1 日から施行されます。また、多様な働き方の実現、パートタイム労働・有期雇用・派遣労働など雇用形態にかかわらず公正な待遇をすることが事業主に求められています。

これら一連の「働き方改革関連法」の改正点を解説するとともに、事業主として、いつまでに、どのような対応をすべきかについて、具体的に分かりやすく解説いたします。

自社にあった働き方改革を検討するチャンスです。是非、ご参加ください!!

◆日 時：平成 31 年 1 月 29 日（火）午後 3 時 30 分～午後 5 時

◇会 場：第一イン池袋

豊島区東池袋 1-42-8 TEL03-3986-1221（池袋駅東口徒歩 2 分）

◆講 師：特定社会保険労務士 大南弘巳 氏

（大南経営労務アドバイザーオフィス 代表）

◇主 催：（一社）豊島産業協会

◆定 員：30 名（定員を超えた場合は、ご連絡させていただきます。）

◇会 費：豊島産業協会 会員：1,000 円（資料・会場費）

一般：2,000 円（資料・会場費）

事前振込。お申込書受付後、ご請求書を送付いたします。

◆締切日：平成 31 年 1 月 18 日（金）

◇お申込み・お問合せ 一般社団法人豊島産業協会

豊島区西池袋 2-37-4

豊島区立としま産業振興プラザ 4 階

TEL 03-3981-1540 FAX 03-3983-8424



【講師】大南 弘巳 氏

特定社会保険労務士、RSTトレーナー、ヘルスケア・トレーナー。東京都豊島区に事務所を開く。専門分野は、労働時間管理、労働安全、衛生管理、個別労働関係紛争等を中心に活動している。

★★★★★★★★★★★★★ 参 加 申 込 書 ★★★★★★★★★★★★★★

事業所名	電話番号	
	ご担当者名	
所在地		
参加者名	参加者名	

【お申込み先】 一般社団法人豊島産業協会

FAX 03-3983-8424